



日本犬 血統書

中型 天然記念物 紀州犬

日本犬犬籍簿〔日保籍〕

登録番号

中 H31-119 号

本犬所屬の一胎仔犬一覧

出産数		死産		除去		登録前死亡		登録数	
雄	雌	雄	雌	雄	雌	雄	雌	雄	雌
3	3	0	0	0	0	0	0	3	3

犬名：白捷竜号 犬舎号：紀乃勝荘

性別：雄 毛色：白

尾型：卷 体高：

生年月日：平成 30 年 10 月 20 日

登記年月日：平成 31 年 1 月 4 日 父

作出者 本巢市長屋828-1

氏名 宗 宮 勝 治

登録者 本巢市長屋828-1

氏名 宗 宮 勝 治

受賞履歴

年次	会の種類	審査員	級	評価	賞

両親犬の主なる賞歴

所有者変更

譲渡年月日	登記年月日	譲受者氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		

本犬を日本犬犬籍簿に登録し、且本血統書の記載事項には登録原簿と相違なきことを証明する。

公益社団法人 日本犬保存会

犬籍登録係

公益社団法人 日本犬保存会 登録規定

第一章 総 則

第一条 日本犬の登録はこの規定によって行なう。

第二条 登録は一胎子犬登録・単独犬登録および予備登録とする。

第三条 登録には番号の前に「日保籍」「型別」「年次」の符号を用いる。

第四条 登録犬の所有者が変更したとき、または相続によって登録犬を取得したときは、譲渡人または相続人は所定の譲渡報告書に血統登録証明書又は、予備登録証明書、以下は各証明書と略称するを添えて本会に提出し移動の証明を受けなければならない。

第五条 但し特別の事由があるときは所有権に移動のあったことを証明する書類を添えて譲受人から申込むことができる。

各証明書の汚損または消失のため、再交付の申込があったときは調査して再発行をする。この場合は各証明書に再発行の旨を明記する。この交付によって元発行の各証明書は効力を失う。

第六条 登録犬が出産したときはその所有者は六〇日以内に一胎子犬登録の申込みをするものとする。

(2) 前項の期間をすぎたものは特別の料金を納めなければならない。

(3) 登録は出産後一年以内とする。それを過ぎたものは登録できない。

(4) 一胎子犬登録をしなかったものは後日に追加登録をすることはできない。

第七条 登録犬が死亡し、または失踪したときはその所有者または管理者は一カ月以内に各証明書を提出してその旨を届出なければならない。

第八条 登録について虚偽または不正行為があったと認めたときはその登録を取消し、かつこれを本会の会誌に公告する。

第九条 登録の申込に当り所定事項記載の脱落並びに誤記載または提出書類の不備なものは登録を受理しない(該当事項の調整を求める)。

第二章 登録の方法

第一〇条 第二条による登録は左の各項によりこれを登録する。

(1) 一胎子犬登録(本登録)

イ、何れも同型・同犬種に登録の祖父母犬、両親犬間に生産されたもの。

ロ、日本犬のみを扱う公益法人の登録犬で前号イ号と同じ条件で生産されたもの。

ハ、本登録犬の母犬と、前号ロ号の資格ある父犬間に生産されたもの。

(2) 単独犬登録

イ、日本犬のみを扱う公益法人の登録犬で祖父母犬、両親犬の登録のあるもの。

(3) 予備登録

イ、祖父母犬、両親犬が日本犬のみを扱う公益法人以外に登録されているもの。

ロ、前号イ号の何れかに本会登録犬が含まれている場合、登録は作出者に依る一胎子犬登録を原則とする。この場合作出者は必ず登録犬番号を持っていなければならない。犬番号は一作出者、一名称にかぎり登録することができる。

一度登録した犬番号は変更できない。

同一名称または類似の名称は登録できない。

但し相続はこの限りでない。

犬名はなるべく性別を明とし登録した犬名は変更出来ない。

かつ同一犬舎で既に登録したものは再び使用してはならない。

但し、前条犬舎名の登録名に「犬舎」は使えない。並びに犬舎号、犬名の登録文字数は各五字以内とする。

犬名の登録は所定の用紙を用いる外左の書類の提出を必要とする。

(1) 一胎子犬登録の場合。

イ、第一〇条第(1)項、ロ、ハ、によるときは血統登録証明書又はこれを証明する資料の謄本。

第二章 登録の方法

第一〇条 第二条による登録は左の各項によりこれを登録する。

(1) 一胎子犬登録(本登録)

イ、何れも同型・同犬種に登録の祖父母犬、両親犬間に生産されたもの。

ロ、日本犬のみを扱う公益法人の登録犬で前号イ号と同じ条件で生産されたもの。

ハ、本登録犬の母犬と、前号ロ号の資格ある父犬間に生産されたもの。

(2) 単独犬登録

イ、日本犬のみを扱う公益法人の登録犬で祖父母犬、両親犬の登録のあるもの。

(3) 予備登録

イ、祖父母犬、両親犬が日本犬のみを扱う公益法人以外に登録されているもの。

ロ、前号イ号の何れかに本会登録犬が含まれている場合、登録は作出者に依る一胎子犬登録を原則とする。この場合作出者は必ず登録犬番号を持っていなければならない。犬番号は一作出者、一名称にかぎり登録することができる。

一度登録した犬番号は変更できない。

同一名称または類似の名称は登録できない。

但し相続はこの限りでない。

犬名はなるべく性別を明とし登録した犬名は変更出来ない。

かつ同一犬舎で既に登録したものは再び使用してはならない。

但し、前条犬舎名の登録名に「犬舎」は使えない。並びに犬舎号、犬名の登録文字数は各五字以内とする。

犬名の登録は所定の用紙を用いる外左の書類の提出を必要とする。

(1) 一胎子犬登録の場合。

イ、第一〇条第(1)項、ロ、ハ、によるときは血統登録証明書又はこれを証明する資料の謄本。

(2) 単独犬登録の場合。

イ、作出者の作出証明書。

ロ、第一〇条第(2)項、イ、によるときは血統登録証明書又はこれを証明する資料の謄本。

ハ、前項のイ、またはそのいずれか一つの証明が正当な事由で出来ない場合は会員一名による記載事項の事実証明。

(3) 予備登録の場合、登録しようとする犬の所属していた団体の血統登録証明書又はこれを証明する資料の謄本。

第三章 血統登録証明書及び予備登録証明書の発行

第一四条 第一一条による犬舎名の登録を完了したときは、犬舎号登録証明書を発行し交付する。

第一五条 一胎子犬登録および単独犬登録には血統登録証明書を発行し交付する。

二、予備登録には予備登録証明書を発行し交付する。

第一六条 前条の証明書は、各証明書の書式にしたがい所要事項を記載する。但し予備登録証明書は、登記済のみ記載する。

第一七条 各証明書に必要事項を追記しようとするものは、それを証する書類とともに、その証明書を本会に提出し記載を受けるものとする。

第一八条 第一三条第(2)項の登録で、作出者が登録犬番号を持たないときは、作出地の都道府県名と作出者の姓を犬舎名の代名とする。

第一九条 登録事項は、登録原簿に登記し完了する。各証明書は登録原簿によってこれを作製する。

第二〇条 本規定第一六条の記入は、第一九条によるも、第一〇条第(1)項、ロ、ハ、第(2)項、イ、によるときは祖犬の未登録犬も記入することができ。

但しこの記入事項は申請者の要請によるものとする。

第四章 登録料および手数料

第二二条 登録料および手数料は左のごとく定める。

(1) 犬舎号登録料(犬舎号証明書付) 一件に付 五、〇〇〇円

(2) 一胎子犬登録料(血統登録証明書付) 一頭に付 三、五〇〇円

(3) 単独犬登録料(血統登録証明書付) 一頭に付 六、〇〇〇円

(4) 予備登録料(予備登録証明書付) 一件に付 六、〇〇〇円

(5) 各証明書再発行料 一枚に付 四、〇〇〇円

(6) 所有者変更、賞歴、記載料 一件に付 二、〇〇〇円

(7) 第六条(2)による特別料金 一頭に付 五〇〇円

第五章 種雄・台雌所有者ならびに作出者の責務

第二三条 種雄・台雌の所有者は登録時点において会員でなければならない。

第二四条 種雄所有者は交配を完了したときは所定の交配証明欄に署名押印し、本犬の血統登録の謄本を相手の台雌所有者に交付しなければならない。

第二五条 台雌所有者は前条の交付を受けて所定事項記入の上速やかに登録申込をしなければならない。

作出者又は所有者が登録犬を譲渡するときは各証明書と譲渡報告書を交付しなければならない。

第二六条 本規定の施行について必要な細則は理事会においてこれを定める。

第二七条 旧規定により登録されたものはその登録を有効とする。

附 則

第二六条 本規定の施行について必要な細則は理事会においてこれを定める。

第二七条 旧規定により登録されたものはその登録を有効とする。